3　（略）

（指定を受けたものとみなす特定共通構造部）

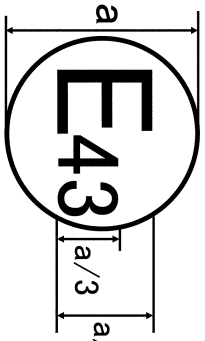
第五条の二　法第七十五条の二第六項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の五、第五号の六、第五号の十三から第五号の十五まで、第五号の十八から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の装置（法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置又は同条第七項の規定により指定を受けたものとみなされた装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第六項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号に基づき行う認定によるものとする。

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。

2　（略）

第三号様式の二（特別な表示）（第六条関係）



a＝8以上

（単位：ミリメートル）

3　（略）

（新設）

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第三号様式に定める表示とする。

2　（略）

（新設）

附　則

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条中装置型式指定規則第四条第二項第八号ロの改正規定及び第二条中共通構造部型式指定規則第三条第二項第七号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項、第六項及び第七項、第十二条、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第一項、第二十六条第二項並びに第二十八条の規定に基づき、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項第一号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。